

資料 4

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会
業務及び財務等審議専門部会(第26回) H23. 9. 21

国立大学法人の重要な財産の譲渡について

国立大学法人の重要な財産の譲渡に関する認可については、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている(準用通則法第48条第2項)。

このたび広島大学から認可の申請があった案件について、国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会に御意見をお伺いするものである。

申請の内容については以下のとおり。

大 学 名		広 島 大 学
譲 渡 に 係 る 財 産 の 内 容 及 び 評 価 額	区 分	土地
	名 称	霞団地 (医学部、歯学部、薬学部等)
	所在地	広島県広島市南区霞一丁目2番3号
	数 量	土地 174.41㎡
	評価額	土地 30,654,553円 (H16.4.1現在)
譲 渡 の 条 件	等価交換(引渡しについては平成25年6月の新外来棟・中央診療棟の竣工に支障がでない時期とすること)	
譲 渡 の 方 法	交換	
国 立 大 学 法 人 の 業 務 運 営 に 支 障 が ない 旨 及 び そ の 理 由	譲渡予定地は、敷地の外周部の一部分であり、業務運営上支障はない。	